

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	4-209
処分の種類	工作物管理者の危険防止措置命令			
根拠法令条例等・条項	道路法第44条第4項			
処分の概要	沿道区域内の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがある場合において、当該工作物等の管理者に損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるよう命令する。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			